

業務再点検結果報告

部署名	地域第十一課(滝川)
部署の業務内容	水田・畑作経営安定対策の推進、米の生産調整、備蓄運営などを通じた食糧の安定供給、JAS法・牛トレ法に基づく監視・指導等の食の安全及び消費者の信頼確保等

1.基本的視点に関する点検

		項目	対応	点検結果の概要
基本 的 な 視 点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	水田・畑作経営所得安定対策、米の生産調整業務、JAS法に基づく表示・規格業務など来庁者が増加していることから、「いらっしやいませ」ポスターの設置及び声掛けなどにより、来庁者への親切・丁寧な対応を行っている。 また日常から農水省の政策等について関係者等への周知を行い、とりわけ消費者協会等に対しては、出向いての面談、学習会講師派遣等により密接な連携の下、情報共有を推進している。 来庁者からは好意的に受け取られており、市町村長・JA組合長などからお礼の言葉をいただいている。 関係機関からも継続的に講師依頼などを受けている。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情・要請については、親切・丁寧に対応することとしている。 内部告発、その他の情報提供等については、各業務のマニュアルに則って対応することとしており、その場合であっても親切・丁寧に対応することとしている。
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	また経過については、紙媒体・電子媒体で定められた期間保存し、事後対応が可能なように対処している。
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民に政策の目的や効果について、説明を行うとともに、意見交換する機会として、他機関で行う会議、シンポジウムなどに積極的に参加し、発言の機会をいただくように対処している。 また講師・パネラーとしての集會参加、説明会の開催などを積極的に行っている。
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	こうした講師派遣・パネラー派遣、説明会の実施などは、評価を受けており、継続的に実施してほしい旨の要請を受けている。
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	様々な機会に意見・要望をお受けすることになるが、その場で回答できるものについては、回答を行い、理解いただき、回答する権限外事項については、上局にメール等で上げて対応をいただいている。
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	様々な機会に意見・要望をお受けすることになるが、その場で回答できるものについては、回答を行い、理解いただき、回答する権限外事項については、上局にメール等で上げて対応をいただいている。 本省からも回答が返されており、速やかに質問者にお返ししている。
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	ただし、そういった意見交換の方法については、ルール化されているものではなく、機会あるごとに積極的に、むしろ営業マン的に対応することが重要と考えている。
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	よって国民からの意見・要望が放置されるような不誠実な対応については論外であり、考えられない。
	業の振興と消費者の利益	⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	食糧業務においては農産物検査に係る業務及び備蓄運営が該当するが、とりわけ政府備蓄米に関する業務は全て国が発注者であるとともに、関係業界に対する指導・監督も実施していることから、業務運営に当たっては細心の注意を持って務めることが重要と考えている。 また、水田・畑作経営所得安定対策は、代理申請者や個別農家との対応が行われているところであり、該当する事項があると思われる。
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	さらに間接的ではあるが表示・規格指導業務、消費・安全業務などでも影響は考えられる。
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項目	対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	消費・安全業務、表示・規格業務、食糧業務が直接的に該当する。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	北海道にあつては、BSE事案、ミートホープ事案が起こっており、抜本的に業務の見直し・対応の改善が行われてきている。 見直しについては定期的に検証が行われている。(課長会議、提言ボックスなど) 北海道にあつては、ミートホープ事案以来、全職員が国民の健康を守ることを、最も重要であるとの意識を持って対応していると考えられる。 当課にあつても日常から、すべての対応を国民目線で検証するようにしている。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
	業務の見直し(つづき)	⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	本省・本所から指示・指導される業務について、すべてを各職員が個別に、根拠について検証することは、現状難しいが、北海道農政事務所長の指導により「根拠のない業務はやらない」との姿勢が明確にされており、職員にも浸透している。 同様に所長への提言ボックスなどもネットワークに設置されていることから、随時、検証が可能になっている。
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	食の安全に関する業務でないといわれている業務はないものと理解している。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	